
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 518 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 518 回企業会計基準委員会（2024 年 1 月 23 日開催）において、ステップ 4 に予想信用損失モデルを採用する必要性及びステップ 4 を採用する金融機関における債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ステップ 4 に予想信用損失モデルを採用する必要性に関する意見）

2. ステップ 4 の今後の進め方に関して、「IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を出発点」として「適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮」する事務局の提案に異論はない。
3. 地域金融機関は大手金融機関と比較してリソースが限定的であるため、「実務負担に配慮」という観点は重要であると考えます。
4. 「適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮」する観点から適切な対応を行うことを強調した方が、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の理解が得られやすいと考える。
5. 国際的な比較可能性だけでなく、ステップ 2 を採用する金融機関とステップ 4 を採用する金融機関（日本基準を採用する企業間）の比較可能性を確保するという観点も重要と考える。このため、ステップ 4 についてもステップ 2 と同様に「IFRS 第 9 号を出発点」とする必要があると考えており、この点をステップ 4 に予想信用損失モデルを採用する必要性を整理するうえで考慮することが考えられる。
6. 同一の取引は同一の会計処理とするべきであると考えため、ステップ 4 についてもステップ 2 と同様に「IFRS 第 9 号を出発点」とすることが自然であると考えます。
7. 合併等により、ステップ 4 を採用していた金融機関がステップ 2 を採用することで財務諸表が大きく変わるといった状況が生じないように、ステップ 4 についてもステップ 2

と同様に「IFRS 第9号を出発点」とする必要があると考える。

8. 対外的な説明のしやすさや基準体系の観点から、「IFRS 第9号を出発点」とすることは有益であると考ええる。
9. ステップ4に予想信用損失モデルを採用する必要性に関して、我が国の会計基準及び資本市場への信認に関するリスクの観点から説明するのも重要であるが、発生損失モデルから予想信用損失モデルへの移行による有用性の観点から説明した方がステップ4を採用することが見込まれる金融機関等の理解が得られやすいと考える。
10. ステップ4に予想信用損失モデルを採用することの必要性を説明するにあたり、国際的な会計基準において予想損失モデルが導入された要因が世界的な金融危機の際における批判への対応であったと示した場合、批判対象は主にシステミックリスクを発生させる大規模な金融機関が想定されていたことを踏まえると、ステップ4を採用することが見込まれる地域金融機関等の理解を得られない可能性があると考ええる。この点を踏まえて、ステップ4に予想信用損失モデルを採用する必要性を整理することが望ましいと考える。
11. ステップ4に予想信用損失モデルを採用することの必要性を説明するにあたり、多くの地域金融機関がプライム市場に上場していることをステップ4に予想信用損失モデルを採用する理由とした場合、今後地域金融機関がプライム市場からスタンダード市場に移行した場合に予想信用損失モデルを採用する必要がないと捉えられる可能性があると考ええる。この点を踏まえて、ステップ4に予想信用損失モデルを採用する必要性を整理することが望ましいと考える。

(ステップ4を採用する金融機関における債権単位での SICR の判定に関する意見)

債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用した SICR の判定について

12. 債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用した SICR の判定の枠組みについて、事務局の提案に賛同する。
13. 正常先のうち低い内部信用格付区分に関して、金融検査マニュアルでは、正常先については業績良好であるという要件のもとで正常先という判定をしていることを踏まえると、正常先のうち低い内部信用格付区分については原則 SICR が生じていないとするアプローチも考えられる。
14. 正常先のうち低い内部信用格付区分に関して、金融機関ごとに様々な与信管理がなされていると考えられるため、ステップ4を採用することが見込まれる各金融機関における与信管理方法を調査したうえで、各金融機関の与信管理に合わせて検討するアプローチ

もあり得ると考える。

正常先のうち低い内部信用格付区分の反証方法について

15. 正常先のうち低い内部信用格付区分とその他の要注意先で反証方法や反証の程度を変える事務局の提案に異論はない。
16. 実務において債務者単位での信用リスク管理が行われているため、債務者単位での反証方法を検討する必要があると考える。
17. 反証方法はコスト負担に直結するものであり、また現行の与信管理はこれまで各金融機関と各監査人とで議論してきた状況にあると考えられるため、各金融機関の実務や状況に応じて柔軟な対応が可能となる枠組みとすることがよいと考える。
18. 反証方法に関して、客観的な検証可能性を一定程度担保できる方法であることが望ましいと考える。

(その他の意見)

19. 要管理先を除く要注意先及び要管理先の信用リスクを見積る期間に関して、全期間の予想信用損失を認識する場合には移行初年度に大きく引当金が増加すると考えられるものの、当該引当金の増加は債務者の信用状況が悪化したことによるものではなく、リスク評価を厳格にすることによる一時的なコストである点について、関係者の理解を得ることが重要であると考ええる。

以 上